



今年早くも2月に入ったという感じも致します。寒い日が続きます、
皆様のご健勝をお祈り申し上げます。
3日 節分、4日 立春、11日 建国記念の日14日 聖バレンタインデー、18日 雨水

February 改正情報・案内

雇用保険法等の一部を改正する法律が、閣議決定されました。これにより改正雇用保険法は今年の4月1日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)施行に向け、具体的に動き出しました。今回の改正は、雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」の「6か月以上雇用見込み」への緩和や保険料率の1.2→0.8%引き下げ(労使各0.4%)再就職困難者への失業給付日数の延長(60日分)など

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0120-1.html>

2.名言名句

「成功の導火線は失敗のあとに来る。不撓不屈たれ。」(シンクレア)

3.法律ワンポイント

内定取消しは違法？

内定＝就職決定であり、内定取消＝解雇に等しいと考えるのが一般的です。採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定の取消しには、労働契約法第16条の解雇権の濫用についての規定が適用されます。

採用内定通知等に採用内定取消事由が記載され、解約権が留保されている場合がありますが、裁判例によれば、採用内定の取消事由は、解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られるとされています。

【裁判例】大日本印刷事件(最高裁昭和54年7月20日判決)

採用内定の実態は多様であるため、その法的性質を一義的に論断することはできないが、採用内定通知のほかには労働契約締結のための特段の意思表示が予定されていない場合、企業からの採用内定通知は労働者からの労働契約の申込みに対する承諾であり、誓約書の提出と相まって、就労の始期を定めた解約権を留保した労働契約が成立したと解する。

採用内定の取消事由は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、これを理由として採用内定を取消すことは、解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができるものに限られる。

これを本件についてみると、原審の適法に確定した事実関係によれば、本件採用内定取消事由の中心をなすものは「被上告人はグルーミーな印象なので当初から不適格と思われたが、それを打ち消す材料が出るかも知れないので採用内定としておいたところ、そのような材料が出なかった。」というのであるが、グルーミーな印象であることは当初からわかっていたことであるから、上告人としてはその段階で調査を尽くせば、従業員としての適格性の有無を判断することができたのに、不適格と思いながら採用を内定し、その後右不適格性を打ち消す材料が出なかったので内定を取り消すということは、解約権留保の趣旨、目的に照らして社会通念上相当としては是認することができず、解約権の濫用というべきであると結論づけています。 ※「グルーミーな印象」：陰気とか憂鬱のような印象
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/28C428A92FF35FDC49256A850031202D.pdf>

内定取消しが急拡大

1/23 時点では、大学生などが1009人、高校生が206人。内定を取り消した企業は271社でした。業種別では不動産業の282人、製造業の274人、サービス業の218人が目立つ。取り消しの理由別では、経営の悪化が881人、企業の倒産が321人。

内定取消し企業名の公表基準

厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会職業安定分科会は、1月上旬に、厚生労働省が示していた新卒者の内定取消し企業名の公表基準について了承し、舛添厚生労働大臣に答申しました。1月中に実施される予定の公表基準(5項目)は以下の通りです。

- (1) 2年連続で内定取消しを行った。
- (2) 同一年度に10人以上の内定取消しを行った。
- (3) 事業活動の縮小が余儀なくされていると明らかに認められない。
- (4) 学生に内定取消しの理由を十分に説明していない。
- (5) 内定を取り消した学生の就職先の確保を行わなかった。

昨年中に内定取消しを行った企業についても、上記の基準に該当すれば、企業名が公表されるそうです。

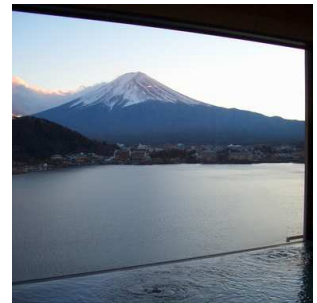
4. データ・情報

① 派遣・期間工など非正規労働者の雇用調整(契約の期間満了・中途解除、解雇)について、昨年10月から今年3月までに実施予定または実施済みの数が全国で1,806件、労働者数は12万4,802人となっている。同省が昨年11月25日に調査した数字(労働者数3万67人)の4倍に増加した。

② 2008年12月の完全失業率は4.4%と前月より0.5ポイント悪化。男性は4.6%、女性は4.3%で、ともに0.5ポイント上昇。完全失業者数は270万人で、前年同月に比べ39万人増加している。求職理由別に見ると、「勤め先都合」が25万人増、「自己都合」が5万人増だった。また、2008年平均の完全失業率は前年を0.1ポイント上回る4.0%となり、6年ぶりに悪化。12月の有効求人倍率は0.72倍となり、前月を0.04ポイント下回った。

③ 製造業の派遣・請負企業の業界団体、日本生産技能労務協会と日本製造アウトソーシング協会は、昨年秋から今年3月末までの約半年間に、製造業で約40万人の派遣、請負社員ら非正規労働者が失職するとの見通しを示した。

④ 厚生労働省が日発表した「外国人雇用状況の届出状況」によると、2008年10月末現在で外国人を雇用している事業所は7万6,811カ所で、外国人労働者数は48万6,398人だった。国籍別にみると、中国が43.3%、ブラジルが20.4%、フィリピンが8.3%。労働者派遣・請負事業を行っている事業所は1万3,395カ所(17.4%)、当該事業所で就労する外国人労働者は16万3,196人(33.6%)となっている。



<T-HRM> TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

TVニュースが暗く経済・雇用問題を取上げ「100年に1度の経済危機」と言い続ける一方、いつものように芸能ニュースは流れ、対照的にバラエティー番組は明るく盛り上がり、毎日は、なんら変化はないようにも思えます。世間では民間にとどまらず公務員の給与カットも一部あるようですが、一方でプロスポーツ選手など、ことにプロ野球選手有力選手の年俸はケタ違いに上がっています。商売でもインターネットを駆使して業績を伸ばしている企業があったりもします。

たしかに、日々の生活での節約は地球規模的な面で温暖化防止や環境配慮につながるといえますので、人類にとってこの状況は、本当は良い事なのかとも思ってしまう。自動車のない江戸時代、空気はキレイだったでしょう。そこには戻れないにしても、生活スタイルを真剣に見直すイイチャンスなのかもしれません。

自分ではどうしようもない・変えようがないことに悩まず、自分のできること、変えることができることを工夫してゆくのがベストと思って生活をしてゆこうと思います。そして全力で事業所様をサポートしてまいります。